

改正法施行後の運用に向けた裁判所における準備等

令和8年4月 最高裁判所事務総局

改正法の趣旨・内容に関する周知・研修等

- **法改正の理念、改正法の各規定の趣旨・内容**について、繰り返し周知・研修
 - ・ Q & A形式の解説資料の周知
 - ・ 法務省の御協力を得て、改正法の趣旨・内容に関する講演（例えば・・・）
 - 父母の責務の明確化
父母間の人格尊重・協力義務
違反した場合に親権者指定等の判断で考慮される場合がある
- 審理運営の在り方等に関する実践的な研修
 - ・ 改正法の趣旨・内容を繰り返し確認
 - ・ 趣旨を反映した事情の把握や調整の在り方について検討（例えば・・・）
 - 合意がないことによって共同親権が否定されるわけではないという改正法の考え方を踏まえた事情の把握



さらに、家裁各庁においても・・・

調停委員に対する研修等

- **改正法の趣旨・内容に関する基礎的知識の付与**
 - ・ 改正法の趣旨
 - ・ 親の責務に関する規律の新設
子の人格を尊重する責務
父母間の人格尊重・協力義務
違反した場合 → 親権者指定等の判断で考慮される場合あり
 - ・ 共同親権／単独親権
子の利益のため、親子関係、父母の関係その他一切の事情につき、当事者からよく把握
合意がないことによって共同親権が否定されるわけではない
- **調停の運営に関する実践的な研修**
 - ・ 改正法の趣旨・内容を踏まえた調整の在り方など



これに加えて、安定した運用を確保するべく・・・

関係職種連携等

- **裁判官、家裁調査官、裁判所書記官、調停委員が連携**
 - ⇒ 関係職種が適時に関与しながら調停の審理運営
 - ⇒ 改正法の趣旨・内容に沿った運用をしていくことを確認